



健康長寿をみんなで一緒に！



服薬を自己中断している利用者が多く、その疾患としては生活習慣病や認知症などが多いという結果が示されました。特に生活習慣病では、非流行地域と比較して東京都では3.9倍の服薬中断が起きていました。コロナ禍の中では、医療機関の受診を控えてしまい健康を損ねるご高齢の方が増えることが明らかになりました(図1)。

図1

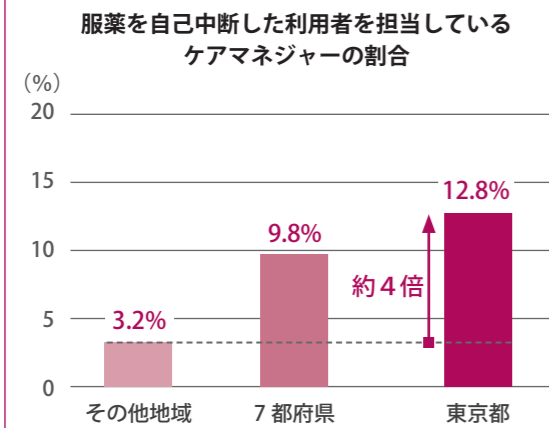
お薬を自己中断した利用者やその疾患などについてアンケート調査結果の概要

※出典元：ケアマネジメント・オンライン (株式会社インターネットインフィニティ / CMNR メディカル (第14回)「新型コロナウイルスの影響に関するアンケート」/調査サンプル：会員ケアマネジャー759名/令和2年7月22日公表) ©詳しい調査結果は右QRコードから(公表されている資料にアクセスできます)→



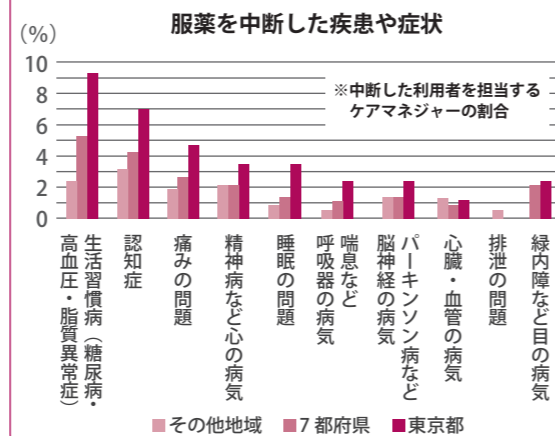
この調査は、全国のケアマネジャー(「ケアマネジメント・オンライン」に登録する会員ケアマネジャー)を対象に、服薬を自己中断した利用者やその疾患などについてアンケートを実施し、感染が拡大する地域(東京都、7都府県)とそうでない地域に分けて解析されたものが示されています。ここでは、その結果の一部をご紹介します。

Q1 / 新型コロナウイルス感染症の影響で服薬を自己中断した利用者はいますか？



「新型コロナウイルス感染症の影響で服薬を自己中断した利用者」を担当しているケアマネジャーは全体で6.5%。「東京都」と、4月7日に緊急事態宣言が発令された「7都府県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県)」、「その他の地域」の3グループに分けて比較した結果、「東京都」では「その他の地域」の約4倍になっていることが示されています。また、服薬中断の主な理由は、「受診できないことによる薬切れ」が挙げられています。

Q2 / 新型コロナウイルス感染症の影響で服薬を中断した疾患や症状は何ですか？



「新型コロナウイルスの影響で服薬を中断した疾患」は、「東京都」では、最も多い回答は「生活習慣病」(9.3%)、次いで「認知症」(7.0%)、「痛みの問題」(4.7%)、「心の病気」「睡眠の問題」(同3.5%)が示されています。

「その他の地域」と「東京都」を比較すると、東京都では「睡眠の問題」「喘息」(同4.4倍)、「生活習慣病」(3.9倍)、「痛みの問題」(2.5倍)、「認知症」(2.2倍)となっていることが示されています。

※「ケアマネジメント・オンライン」調べ

第7回 STAY HOME における服薬管理

ウチで過ごそう

鹿児島大学病院 薬剤部 副薬剤部長 井上和啓



NexMo 関連情報は QRコードからWEBへ

たるみず元気プロジェクト (健康チェック)



NexMo 健康長寿啓発事業 (令和2年8月～)



鹿児島大学病院 薬剤部



厚生労働省 電話・オンライン診療



はじめに

新型コロナウイルス感染症の猛威は鎮まるところを知りません。新型コロナウイルスに感染された方の中での感染経路が不明の方の割合が増加してきており、普通の生活を送っていても、いつ感染するか分からない状況になってきています。このような状況では、外出するのも躊躇してしまいます。厚生労働省は、重症化するリスクの高い方として、65歳以上の方、呼吸器疾患を有する方、腎臓疾患や心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満等で臓器等の機能が低下しているおそれがある方、臓器移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用により免疫機能が低下しているおそれがある方や妊婦等を挙げていますので、お年を召されている方や基礎

疾患をお持ちの方が外出を自粛しご自宅で生活する時間が長くなるのはやむを得ないことだと思えます。今回、「STAY HOME」を遵守される際のお薬の管理についてお話しさせていただきます。実際に、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として外出を自粛する中で、医療機関への受診控えが問題になりました。インターネットインフィニティ社(健康寿命の延伸をテーマに事業展開する民間企業)は、全国の759名のケアマネジャーを対象に、お薬を自己中断した利用者やその疾患などについてアンケートを実施し2020年7月にその結果を公表しています。その報告を見ると、やはり感染が拡大している地域ほど

医療機関への受診控え

新型コロナウイルス感染症影響下におけるオンライン診療や電話診療

厚生労働省は、令和2年4月10日に「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を発出し、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつある状況への対応として、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについて通知しました。電話診療・オンライン診療の詳しい受診方法は、図2をご覧ください。



電話診療・オンライン診療

は、初診の方でも対応していただけます。投与日数や処方可能なお薬に一部制限はありますが、通常の受診と同様の対応をしていただけます。

鹿児島大学病院の場合

例えば、鹿児島大学病院では、電話診療を行い処方せんが発行されれば、病院から患者さんが指定された薬局に処方せんをファクスします。その後、指定された薬局に処方せんを郵送します。処方せんには電話診療を行った旨を記載していますので、薬局の薬剤師さんは電話やオンラインでの服薬指導に対応していただけます。「STAY HOME」が求められているとはいえ、そのため健康を害してしまつては元も子ありません。是非とも、この制度を利用して、健康を維持していただければと思います。



※出典元：厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00014.html) ◎出典元は右 QR コードから→

図2

電話・オンライン診療の受診方法

①診療内容の確認

電話・オンライン診療を行っているか確認

受診予定の医療機関のホームページを確認するか、直接医療機関の窓口や電話で、**電話やオンラインによる診療を行っているか**ご確認ください。



かかりつけ医等または最寄りの医療機関

まずは、普段からかかっている**かかりつけ医等**にご相談ください。かかりつけ医等をお持ちでない方は、厚生労働省のホームページ（右上 QR コード）から医療機関を確認して連絡して下さい。

※医師の判断によっては、すぐに医療機関を受診する必要があるため、**できるだけお住まいの近くの医療機関**を選択することをお勧めします。



③診療

診療開始

医療機関側から着信があるか、オンラインで接続され、診療が開始します。



※上記は流れの一例です。医療機関によって異なる場合があります。

本人確認後、症状説明

まずは、受診を希望されているご本人であることを確認するために、求められた個人情報や症状等を伝え、症状等をご説明してください。
※電話やオンラインによる診療では診断や処方が困難な場合があることにはご注意ください。

②事前の予約

電話の場合

電話の場合は、医療機関に電話し、保険証などの情報を伝えた上で予約します。



オンライン診療の場合

オンライン診療の場合は、医療機関によって予約方法は異なります。各医療機関のホームページで確認してください。

支払い方法の確認

予約の際に、合わせて支払方法についてもご確認ください。

④診療後

医療機関への来訪を推奨されたら

症状により医療機関に来訪して受診するよう推奨された場合は、**必ず直接受診をお願いします。**

薬の処方を受けた場合

薬が処方され、薬の配送を希望する場合は、薬を出してもらう最寄りの薬局を医療機関に伝え、診察後、薬局に連絡してください。その際には電話やオンラインによる服薬指導を受けられます。その後、薬が配送されます（薬局に来訪されて服薬指導を受ける必要がある場合もあります。）

図3

身近な電話・オンライン診療可能な医療機関をご紹介します

全国の電話・オンライン診療可能な医療機関は、右ページ図2のQRコードから、厚生労働省ホームページからご確認ください。ここでは、医療機関の一部をご紹介します。

※掲載情報は、令和3年1月16日時点の厚生労働省ホームページ掲載情報から抜粋しております。**実際のご利用の際は、各医療機関のホームページや電話等でご確認ください。**

※電話・オンライン診療は、医療機関により、**初診・再診に応じて異なります。**（例：電話・オンライン診療は初診は対応していないが、再診は対応しているなど）

垂水市内

- 対応医療機関 2
- 医療機関例
- ①池田温泉クリニック (0994-32-6161)
- ②垂水中央病院 (0994-32-5211)

鹿児島市内

- 対応医療機関 115
- 医療機関例
- ①鹿児島大学病院 (099-275-5111)

鹿屋市内

- 対応医療機関 6
- 医療機関例 (公表順)
- ①井ノ上病院 (0994-42-5275)
- ②鯉島整形外科病院 (0994-43-2535)
- ③やのファミリークリニック (0994-43-6248)
- ④大隅鹿屋病院 (0994-40-1111)
- ⑤恒心会おぐら病院 (0994-44-7171)
- ⑥メンタルホスピタル鹿屋 (0994-42-3155)

コロナ禍にこそ、かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局の活用を！

薬剤師法第1条の「薬剤師の任務」には「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。」と規定されています。薬剤師は、国民の健康を守る義務を負っています。前述した、コロナ禍での医療機関の受診控えに

ついても、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師を持つことで、様々なご相談に対応できますし、電話診療やオンライン診療の制度もご紹介できます。かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師は電話診療やオンライン診療の際、薬の説明や搬送等で活躍しますし、新型コロナウイルス感染症拡大防止に積極的に関わり、患者さんや地域の方々の感染防止の取組を支援することで、感染の拡大を抑えることに貢献します。また、治療薬やワクチン

の開発等の最新の診断・治療・予防に関する情報や、マスクや消毒薬、手洗い用洗剤等の衛生製品の正しい知識や使い方の指導や、患者さんや地域の方々の疑問に答えることで、感染拡大防止に貢献できます。STAY HOMEを求められる今こそ、信頼してお薬の管理を任すことができる、かかりつけ薬剤師を持っていただければと思います。地域で健康な生活を送るために、薬剤師は大きく貢献いたします。